

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：十勝圏複合事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.52%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.27%
全職員	81.08%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	-

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	115.60%
21～25年	97.91%
16～20年	-
11～15年	-
6～10年	100.10%
1～5年	-

【説明欄】

- 「-」の表示については、該当者が存在しない場合、または一方の性別の職員が存在しない場合及び対象者が少なく特定の職員の給与が推測し得る場合に記載している。
- 男女比の差異が100%超となっている区分では、専門的な知識を有する看護教員に女性が占める割合が高いことから、男性と比較して女性の平均給与が高くなっている。
- 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は86.67%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
* 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（組合長部局、監査委員事務局、教育委員会）については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。